

令和4年1月19日

令和4年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和4年第1回（1月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和4年1月19日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番 谷地泰平	2番 欠 員	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	7番 辻下正純
9番 竹原伸晃	10番 和田勝弘	11番 出口実
12番 道工晴久		

欠席議員 2名

欠 員 1名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部長 西 啓介
副 町 長 中口守可	財政改革部長 相馬進祐
副 町 長 松岡裕二	しあわせ創造部長 松井清幸
教 育 長 古橋重和	しあわせ創造部 福祉課長 南 大介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄	議会事務局主査 池田雄哉
-------------	--------------

○会期

令和4年1月19日（1日）

○会議録署名議員

1番 谷地 泰平

3番 奥野 学

議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

会期の決定

日程第3 議案第1号

令和3年度岬町一般会計補正予算（第12次）について

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回岬町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は9名です。

欠席議員2名の反保議員、小川議員につきましては、欠席届が提出されております。欠員1名でございます。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本日の臨時会には、新型コロナウイルス感染症防止対策として、町長以下、最小限の関係職員の出席を求めています。

○道工晴久議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

1番、谷地泰平君、3番、奥野 学君。以上の2名の方をお願いいたします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月19日の1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1月19日の1日と決定いたしました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可します。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しを得ましたので、令和4年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にも関わりませぬ、ご出席を賜り

心から御礼を申し上げます。

まず初めに、感染力の強いオミクロン株の影響等により、現在全国各地において、新型コロナウイルスの感染が日を増すごとに急拡大しており、非常に厳しい状況が続いております。本町においても、感染が急拡大しており、大阪府の発表では、年明けから昨日までの短期間で50名近くの方の感染が確認されております。感染された皆様の一日も早い回復を心よりお祈りいたします。現在、ご自身やご家族の健康・生活等に不安を感じられている住民の皆様も多いかと思えます。このような中、本町では、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金制度について、本町の独自施策として所得制限を撤廃するなど、可能な限り住民の皆様へ寄り添った対策に努めてまいりました。

また、ワクチンの追加接種事業につきましても、国や大阪府から示されるワクチンの供給が、不安定である中ではございますが、地域の医療機関の皆様にご協力をいただき、迅速な接種体制の整備に努めているところでございます。本町としましては、今後も住民の皆様が安心・安全に暮らしていただけるよう全力で取り組んでまいりますので、議会の皆様におかれましても、引き続きのご理解・ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます付議事件でございますが、令和3年度岬町一般会計補正予算（第12次）についてであります。

以上、議案1件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○道工晴久議長 町長の挨拶が終わりました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第1号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第12次）について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第3、議案第1号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第12次）について」をご説明いたします。

政府は昨年11月19日開催の臨時閣議において、新型コロナウイルスの影響の長期化を見据えた新たな経済対策として、国と地方の歳出と財政投融资を合わせた財政支出が過去最大の5兆5兆7,000億円に上る「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定いたしました。本補正予算の内容といたしましては、経済対策のうち新型コロナウイルス感染症の影響が長期化

する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付するための経費を計上するものでございます。

なお、迅速に給付事務を進める必要があるため、臨時会の開会と審議をお願いするものでございます。何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,878万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,198万8,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、2億9,878万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金2億8,550万円を、同じく事務費補助金1,328万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、10ページ、11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

民生費といたしまして、2億9,878万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費といたしまして、令和3年度分の住民税均等割が非課税である2,583世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる272世帯、合計2,855世帯にそれぞれ10万円を給付する住民税非課税世帯等臨時特別給付金2億8,550万円を、支給事務に必要なシステム導入委託料や人材派遣委託料などの事務費といたしまして、合計で1,328万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、4ページをご参照願います。

「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を計上いたしております。繰越限度額につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 補足説明の中の、今説明をいただきました、この感染症の影響を受けて家計が急変、こういう事情にあると認められる272世帯をどのようにして選定されたのか。その1点お願いします。

○道工晴久議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、和田議員が言われました新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、その世帯の非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯、家計急変世帯ですが、この見込みについては、なかなか難しいところではございましたが、国からある程度の目安の数値が示されております。それに基づいて計算をさせていただきましたが、全国平均の非課税世帯の割合も岬町においては全国より高い状況であることから、岬町の事情も含めまして、計算をしたところ272世帯となったところでございます。

○和田勝弘議員 説明していただいた、それで結構でございます。

○道工晴久議長 次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 補足説明資料の中に事業概要として、その収支の説明のところにプッシュ型で給付をとあるのですが、プッシュ型というのは通知、こちらから通知するということだと思うのですが、今ありました、その家計急変世帯、あるいはそのほかもあるかもしれませんが、その手続の詳細ですね。今日の可決を受けてから、どのように手続を進めていくのか。その辺を詳しくお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

補足説明の中にプッシュ型で給付というところでございますが、まず、プッシュ型で給付させていただくものにつきましては、この事業概要の2に対象の①住民税均等割が非課税である対象者については、システムで把握をしまして、対象となる方全てに、プッシュ型で通知を出す予定でございます。対象の②、家計急変世帯につきましては申請が必要となってきます。申請方法等につきましては、十分な周知が必要と考えておりますので、住民への周知については各戸配布、

またはホームページ等で周知をさせていただいて、申請方法についてお示しをさせていただきたいと思っております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、既にデータがあるところには役所から通知をする。その②のほうの家計急変世帯については、広く周知をして、申請を受けて、その手続をするということですね。その家計急変もそうなのですが、それ以外にもこちらからプッシュ型で通知をできない、そういう事情もあるかと思うのですが、この通知に漏れる方ですね。家計急変の10万円も、この通知には漏れますけれども、プッシュ型には入っていませんが、それ以外にプッシュ型の通知に漏れる場合というのは、どういう場合が考えられるのか。その辺が分かればお聞きしたいと思うのです。

○道工晴久議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

審査が必要な方について、周知等が不十分で申請ができなくて対象なのにもれがあったという場合が生じてはならないということで担当者も考えております。どういう場合が想定されるのかといいますと、例えばDV被害を受けて避難されている方については、住民票を異動せずに避難されてる方もおられます。そういった方につきましては、避難されている世帯のみでの判断ということで給付対象になるということです。そういった方につきましても申請が必要で、プッシュ型の通知にもれる可能性があります。関係機関とも連携をしながら把握に努めまして、申請していただける体制をとっていきたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 届くべき人の下に間違いなく届くように、手続をしていただきたいと思いますとお聞きしました。よろしくお願いします。

最後になりますが、あとスケジュールですね。スケジュール感。今日の可決を受けて、その後通知を出して、通知を受けた後、その確認書ですか。返送されてきた後、どのようなスケジュール感で進めていって、いつ頃住民の手元に届くのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

本日の議会において議決されましたら、まずは対象となる方の把握のために、システムの導入の構築が必要になってきます。契約をまず締結しまして、システムの導入を構築した上で、対象者が把握できる段階で対象者に対しての通知文書、確認書の送付準備をしていきたいと思っております。

そのシステムの導入の進捗状況によって異なると思いますが、担当としては2月中には対象者の把握に努めまして、対象者の方についてプッシュ型の通知を送付できればと考えております。その方々からの確認書を提出していただいて、3月、年度内には1回目の支払いを、実施していきたい、順次翌年度以降も進めていきたいと考えております。

○道工晴久議長 他に。中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどDV被害の方への対応については、質問もありお答えいただいたところですが、DV被害の方、被害を受けておられて、今避難されている方、それからホームレスの方、これは対象の方が岬町内におられるかどうか分かりませんが、そういった方々についても丁寧な対応をと。DV被害者については、避難している先の居住地で対応することになっておりますし、ホームレスの方については住民登録をしていただいて、そこで対応ということになりますから、その辺りについては丁寧な対応を、対象者がおられる場合はお願いをしたいということを初めに申し上げたいと思います。

それで、お聞きしたいのは家計急変世帯と呼ばれる対象の②の方に当たる方なのですが、判定方法について確認をさせていただきたいというのが一点と、併せて具体的にその住民税均等割が非課税である世帯というのは、岬町においては収入や所得が幾らぐらいの方というのが目安になるのかお聞きしたいということが一つ目です。

それから、確認書についてですが、①については確認書、それで②については申請書ということになるかと思いますが、どういったものをお考えなのか。できるだけ簡易なもののように担当としてもお考えだと思いますが、確認していただく本人、申請する本人が記入するのはどういった事柄になるのか。今、準備中だと思いますので、明確なことはまだ確定していないかもしれませんが、今のところの計画があればお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、家計急変の給付についてですが、3月1日以降の任意の1か月の収入を12か月掛けまして、その金額が市町村民税均等割非課税水準以下であることを確認することになります。目安となるのは、住民税非課税世帯となる年間給与収入の目安としては、単身の場合は93万円以下、扶養親族1名の場合は138万円以下が目安となっております。

また、プッシュ型の確認書ですが、確認の中で、振込先が把握できる者につきましては、この振込先を表示したいと考えております。その振込先でいいのかという確認と、あと世帯全員住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。また、世帯の中に住民税課税となる所

得があるのに、未申告である者がいないという、内容を確認するための欄を設けておまして、あと振込先の変更が生じた場合に振込先を記入する欄、あとそういった場合には本人確認の写し、振込先の情報の写しを添付していただくような確認書となっております。ただ、表示させていただいてる振込先でいい場合は、そういった添付書類は不必要となるように取り扱っていきたくて思っております。

すみません。あと家計急変の申請書につきましては、今、国で示されている様式を用いて準備を進めておまして、今、手元に様式が持ち合わせておりませんので、国の示されたものを基に申請書にしたいと思っております。

失礼いたしました。家計急変世帯分の申請書の様式ですが、項目としまして申請者の氏名・生年月日・現住所の記入欄・申請者が属する世帯の状況、あと振込口座の振込先の情報を記入する欄、それと簡易な収入見込み額の申立書というのを用意しまして、そちらに申請者が属する世帯の全員の方の収入状況を記入していただいて、それに基づいて判断していきたくて思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお答えいただいた確認なのですが、家計急変世帯についてですが、期間が3月1日以降とおっしゃいましたか。これは聞き間違いました。すみません。令和3年1月以降、なるほど。分かりました。令和3年1月以降と。これは期限は今年の9月の末ということですから、それまでの期間にたとえひと月であっても、その辺りを答えてほしかったのです。もう一回言ってくれますか。その判定方法のことね。私が何を答えてほしいか分かる。隣の人が言ってくれそうだから、聞いて答えてくれる。

もう一回詳細を確認します。どう判定するのか。これは非常に柔軟な対応だと私は今回思っておりますね。確定申告の時期とかの関係で、前年度の所得が確定していない時期だけでも、コロナの影響で仕事を失ったり、シフトが減らされて非常に困窮するという状況に途中で陥ったと、今でいうところの令和3年1月以降にそういう状況に変わったと、落ち込んだという方に対する対応も示されているわけで、ここの取りこぼしが無いようにということが、今回非常に大事な点だと思うのです。それで、その判断をどうするのかということについては、分かりやすく住民の皆さんに知らせる必要があると思うのですね。

それで、さきほど具体的にお尋ねしましたがけれども、年間の収入で単身世帯の場合は93万円以下ということをおっしゃられました。これは12で割ったら1か月に8万円に至らない。8万円弱、7万円台の収入に落ち込んだという場合に対象になるというわけですよ。こういうふう

に聞くと、私はパート収入でシフトが減らされて、それで、これは対象になるということが分かるのだけれど、言葉の上だけでコロナの影響で収入が減って、年間の所得が住民税非課税世帯同等になった場合にといように言われても、分からないわけですね。ですので、そこは分かりやすく表現してほしいと思うのですが、実際の判定はどのように行うのか。その人が対象かどうかというのは、どのように行うのか。また、本人の申請はどのように申請するのか。その辺りについて、もう少しお聞きしたいということで、さきほど聞いていたのです。もう一度お願いできますでしょうか。

○道工晴久議長 松井部長。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、収入の見込み額でございますが、令和3年1月以降の任意のひと月ということで、令和3年1月以降、令和4年9月までの任意のひと月の収入により経済状況が急変したというのを判定するために示していただきまして、その1か月を12か月掛けて、年間の収入で判定をさせていただくことになっております。対象となる収入の目安でございますが、単身では93万円以下、扶養親族1名の場合は138万円以下という説明につきましては、そういった周知には記載をしていきたいと思っております。また、簡易な収入の見込み額の申立書の様式にも、単身の場合、扶養親族が1名、2名、3名、4名と、例えば4名につきましては250万3,999円と収入限度額を示させていただいて、それに応じて年間収入と見比べていただき、対象になるかどうかの判断をしていただけたらと思っております。

また、申請方法につきましては、まず対象となる方につきましては、申請書を入手していただく必要がございます、役場の窓口、別で設けようとは思っておりますが、別で設けた受付場所まで申請書を提出していただくか、郵送で送っていただくかの方法で受付をしていきたいと思っておりますし、また相談等があれば、丁寧な対応が必要と思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お答えをいただいたように、任意のひと月の収入を示して、それに12倍することで年間収入を推定して、対象かどうかを確認する。ここが非常に今回国としても柔軟な対応をとっているところだと私は思っているのです。ですので、急にそういう状況になったという方に対しても、これは対応できますから、その辺りはよく分かりやすいように周知をしていただきたい。今、お答えいただいたとおり、例も示して書類を作っていただけるようでありますから、そのように努めていただきたいと思います。

それで、確認書や申請書はホームページでも掲載するというか、見られるようにとか、取り出

せるように、ぜひ添付してほしいと思います。

それで、国が示している申立書については、やはりこれは、私がお市町がホームページでアップしているのを見ましたけれどもね。恐らくそれは国の様式に基づいて作っているものだと思うのですが、これはやはり多少ハードルが高いのではないかと思いますので、記入の仕方が分からないとか、対象になるかどうか分からないというような方は、どうぞここに連絡してくださいとか、真面目な方ほど、全部埋めなかったらだめだということに思うわけで、対象になる方に受け取っていただけないということにならないように、そこはよく工夫していただきたいと思うのです。

以前、私議会の折に対象者が申請しやすいように、岬町独自で書面について柔軟な対応をするようにということを求めて、その辺りの努力を既にされてきておりますから、例えば国民健康保険料の軽減であるとか、そういったところで、町独自の努力もなされておりますので、そういう経験も活かして、ぜひ申請をするときのハードルを下げるようにしていただきたいと思います。

もうこれ3回目ですので、もう要望に留めざるを得ませんけれども、丁寧な対応に努めていただくと同時に、できるだけ早く対象の方に現金が届くように努めていただきたいと要望しておきたいと思います。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第12次)について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第1回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午前10時35分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年1月19日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 谷 地 泰 平

議 員 奥 野 学